



福井県

東京圏から福井へ移住される方へ

# 移住支援金（東京圏型）をサポート！

東京圏から福井県に移住し、  
移住支援金対象法人に就業した方に

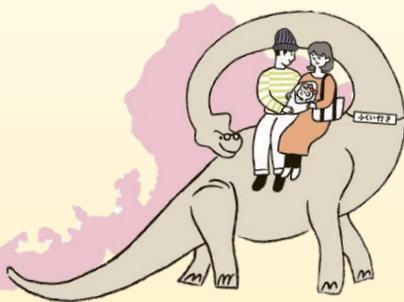
**移住支援金(世帯100万円、単身60万円)**を

支給する制度があります。ぜひご活用ください。

※18歳未満の子を帯同する場合は、

さらに子1人につき100万円加算される場合があります！

※東京圏以外からの移住者される方は、「移住支援金(全国型)」の対象となる可能性があります。実施市町(裏面)にお問い合わせください。



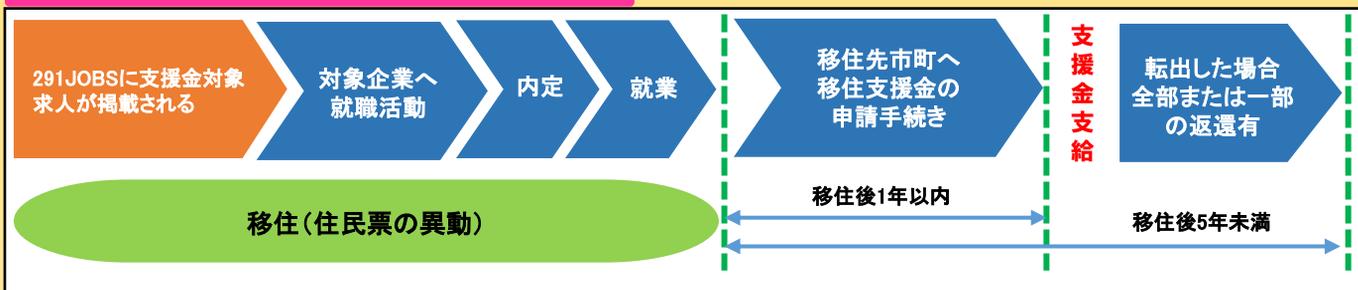
## 移住支援金（東京圏型）対象者の要件

<p><b>移住元</b></p>	<p>●東京23区在住者または通勤者※(移住直前の10年間のうち通算5年以上、かつ直前に連続して1年以上) ※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 ※2 下記に記載するホームページをご参照ください。 ※通勤者・・・移住直前の10年間のうち通算して5年以上、東京圏※1(条件不利地域※2 除く)に在住し、かつ東京23区に通勤していた方</p>
<p><b>移住先</b></p>	<p>●下記市町※に転入した方 <b>福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町</b> ※対象市町が追加になる場合、HP等で公開します。また、転入時期については各市町にお問い合わせください。</p>
<p><b>就業先等</b></p>	<p>①291JOBSに【移住支援金対象】と掲載されている求人にて新規就業された方 ※就業が決定する際に291JOBSを利用する必要はございません(同一求人情報であれば、ハローワーク求人でも可)。 ②県が定める「福井型スタートアップ創出支援事業助成金」に係る起業支援金の交付決定を受けた方 ③プロフェッショナル人材事業等、または先導的人材マッチング事業を活用し、最初に就業された方 ④自己の意思により移住し、移住元に勤めながらテレワーク勤務をされている方 ⑤市町の認定する“関係人口”に当てはまる方 ※市町の認定する“関係人口”の対象範囲につきましては、各市町にお問い合わせください。 ※③は南越前町・高浜町、④は敦賀市・南越前町・高浜町、⑤は敦賀市・南越前町・高浜町・若狭町を除きます。</p>

## 申請先

移住先の市町(上に記載した市町のみ) ※詳しくは市町のホームページをご参照ください

## 申請の流れ(就業要件の場合)



詳しくは福井県定住促進課ホームページをご確認ください。

福井県定住促進課

お問合せ先

福井県未来創造部定住促進課 (TEL) 0776-20-0665  
移住定住G (FAX) 0776-20-0632



# 移住支援金（東京圏型）対象者の詳細事項

<p><b>対象者</b></p>	<p>●移住支援金（東京圏型）の対象者は次の（１）（２）（３）すべてに該当する方です。</p>
<p><b>(1)移住元の要件</b></p>	<p>●東京23区の在住者または通勤者（移住直前の10年間のうち通算5年以上）住民票を移す直前の10年間のうち通算して5年以上、かつ直前に連続して1年以上、次のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京23区内に在住</li> <li>または</li> <li>・東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内に通勤</li> </ul> <p>※雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。</p>
<p><b>(2)移住先の要件</b></p>	<p>●下記の市町への移住者 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町</p>
<p><b>(3)就業要件等</b></p>	<p>●就業要件</p> <p>①291JOBSに移住支援金（東京圏型）の対象として掲載する求人に就職した方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。</li> <li>2 就業先が、291JOBSに【移住支援金対象】と掲載している企業であること。</li> <li>3 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。</li> <li>4 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</li> <li>5 上記求人への応募日が、291JOBSに、移住支援金の対象求人として掲載された日以降であること。</li> <li>6 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</li> <li>7 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規雇用であること。</li> </ol> <p>②プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職した方（上記1・4・6・7に加えて）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</li> </ol> <p>●起業要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県が定める「福井型スタートアップ創出支援事業助成金」に係る起業支援金の交付決定を受けていること</li> </ol> <p>●テレワーク要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元の業務を引き続き行うこと。</li> <li>2 地方創生テレワーク交付金に係る資金提供を受けていないこと。</li> </ol> <p>●関係人口要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 移住先市町が認定する関係人口の対象範囲に当てはまること ※関係人口・・・移住希望先の地域や地域の人々との関わりを有するもの</li> </ol>
<p><b>世帯に関する要件</b></p>	<p>●世帯向けの金額(100万円)を申請する場合のみ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</li> <li>2 申請書を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。</li> <li>3 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。</li> <li>4 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。※市町によって申請開始時期の要件を設けている場合がありますので、移住先の市町にご確認ください。</li> <li>5 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</li> </ol>

## 移住支援金のお問合せ先

### ●東京圏型 ★全国型

★●福井市	総務部 未来づくり推進局 移住定住交流課	TEL:0776-20-5514
★●敦賀市	企画政策部 政策推進課 人口減少対策室	TEL:0770-22-8111
★●小浜市	経営企画部 移住定住交流課	TEL:0770-64-6073
★●大野市	地域づくり部 地域文化課	TEL:0779-64-4834
★●勝山市	商工文化課	TEL:0779-88-8117
★●鯖江市	政策経営部 総合政策課	TEL:0778-53-2263
★●あわら市	市民協働課 移住空き家対策G	TEL:0776-73-8003

★●越前市	総合政策部 経営戦略課	TEL:0778-22-3016
★●坂井市	総合政策部 移住定住推進課	TEL:0776-50-3034
★●永平寺町	えい住支援課	TEL:0776-61-3922
★●南越前町	観光まちづくり課	TEL:0778-47-8013
★●越前町	定住促進課	TEL:0778-34-8727
★●美浜町	まちづくり推進課 移住定住・集落元気推進室	TEL:0770-32-6701
★●おおい町	まちづくり課	TEL:0770-77-4051
★●高浜町	総合政策課	TEL:0770-72-7711
★●若狭町	観光まちづくり課	TEL:0770-45-9112